

外国人住民の方の登録できる印鑑・できない印鑑

登録できる印鑑

例) 氏名→朴 長春
(通称→松戸 長春)

氏名→SMITH JOHN
(通称→松戸 ジョン)

(登録している
カタカナ表記→スミス ジョン)

・氏・名を刻印したもの・・・



・氏のみを刻印したもの・・・



・名のみを刻印したもの・・・



・通称名を刻印したもの・・・



・非漢字圏の外国人住民の方の住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記またはその一部を組み合わせて刻印したもの・・・

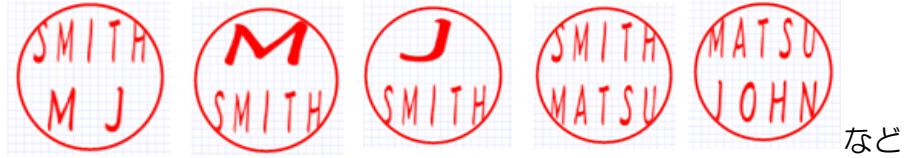


・頭文字と名を組み合わせて刻印したもの・・・



・ミドル・ネームのある方で、ラストネーム(氏)が全部であれば、ファースト・ネーム(名)、ミドル・ネームはイニシャルでも差し支えない。また、ラストネーム(氏)、ファースト・ネーム(名)のうち一つでも全てが刻印されているもの。

例) SMITH JOHN MATSU



など

登録できない印鑑

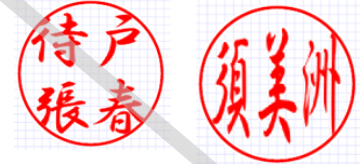
・氏または名の一部を組み合わせて刻印したもの
(頭文字のみも不可)・・・



・氏名と通称を組み合わせて刻印したもの・・・



・登録されていない文字を刻印したもの・・・



・ラスト・ネーム、ファースト・ネーム、ミドル・ネーム全てをイニシャルで刻印したもの・・・
例) SUMITH JOHN MATSU



※ミドルネームだけを刻印したもの・・・

